

# 岡山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）

## 慰労金支給事業 Q & A

岡山県保健福祉部

<令和2年9月1日版>

☆追加・修正

<問い合わせ先>

岡山県保健福祉部保健福祉課

医療・福祉従事者等支援班

TEL：086-226-7965

（平日 9:00~12:00, 13:00~17:00）

## 1 慰労金の給付対象者

(問1) 「10日以上勤務」の要件について、1日の数え方はどうなるか。

- (答) ○ 1日当たりの勤務時間を問わず、勤務日数をかぞえてください。  
○ また、当直などで日をまたぐ場合は、2日とかぞえてください。

(問2) 感染者が発生した介護施設・事業所に、感染者発生時点の前に退職していた職員も20万円の支給対象となるのか。

(答) 20万円の要件となるには感染者発生以降に勤務する必要があります。

(問3) 事務職など普段、利用者と接しない職員が10日以上勤務日のうち1日のみ利用者と接した場合も、慰労金の対象になるか。

(答) 利用者と接した日が1日でもあれば、対象になります。

(問4) 「利用者との接触を伴い」かつ「継続している提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員とは、次の職員も対象に認められるか。

例) 清掃等の受託契約で従事する者、食事介助等のボランティア、送迎車の運転手

- (答) ○ 要件に該当した職員、派遣労働者、業務受託者において対象となります。  
○ ボランティアは対象となりません。

(問5) 「派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。」とあるが、施設と直接契約関係のない保険販売員や飲料販売業者等は対象外か。

(答) 対象外です。

(問6) レンタル用具返却の消毒洗浄作業のみにかかわる者で利用者と接触しない者は対象となるのか。

(答) 対象外です。

(問7) 居宅療養管理指導事業所に勤務する歯科医師、薬剤師は支給対象か。

(答) 居宅療養管理指導事業所の職員として、「利用者と接する」必要があるため、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、10日以上あれば対象です。

(問8) 退職者が個人で申請する場合、勤務期間の証明は、勤務証明を事業所・施設等に出してもらうのか。それとも給与明細でもよいか。

(答) ○ 申請書に勤務先の証明欄を設けていますので、原則として申請書を活用してください。

○ 難しい場合は、勤務証明の発行や給与明細等でも確認ができれば差し支えありません。

(問9) 次の場合、6月1日採用の職員は20万円になると解釈してよろしいか。

4/20 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者発生

5/20 当該事業所の利用者はすべて完治(退院)

6/1 職員を採用(6/30までに10日以上勤務し、利用者と接触)

(答) そのとおりです。

(問10) 事業所が入居しているビルが委託契約をしている清掃員は慰労金の対象か。

(答) 対象外です。

事業所(または運営法人)が直接、委託契約をしている業者の職員が対象です。

(問11) 特定福祉用具販売の福祉用具専門相談員は慰労金の対象になるのか。

(答) 原則として福祉用具相談専門員が、特定福祉用具販売の業務として、10日以上、利用者の居宅へ訪問をして利用者に接した場合は、慰労金の対象です。

※感染症対策事業(補助金)は対象外です。

## 2 給付対象施設について

(問1) 仮に3月22日から6月30日までに、サービス提供実績が全く無い事業所の場合、「慰労金」の対象外という理解で良いか。

(答) そのとおりです。

(問2) 特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護等のサービスも感染者が発生した事業所に区分できるか。

(答) 同一空間を共有している併設事業所は、全てに感染者が発生した事業所と取り扱って差し支えありません。

(問3) 令和2年4月1日以降に休止、廃止した事業所も対象となるか

(答) 事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある介護従事者は補助対象です。

(問4) 20万円給付対象者の要件である感染者又は濃厚接触者である者は「利用者」に限られ、「職員(委託等で施設内で従事する者を含む)」は含まれていないのか。

(答) そのとおりです。

(問5) 「濃厚接触者」には、「濃厚接触者として認定されていないが、保健所指導でPCR検査を受け自宅待機を要請された者」は含まないと解してよいか。

(答) そのとおりです。

(問6) サービス付き高齢者向け住宅も対象となっているが、特定施設入居者介護の定員をもっていないサービス付き高齢者向け住宅も含めて全て対象となるのか。

(答) そのとおりです。

(問7) 総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)の事業者は対象か。

(答) ○指定サービス事業所は対象です。

○委託事業所等の場合は、「当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」が対象となります。この要請は文書である必要はありません。

(問8) 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)は対象か。

(答) 対象です。

（問 9）病院内に事業所がある場合、事業所の利用者には感染者・濃厚接触者は発生していないが、感染者・濃厚接触者を病院として受け入れている場合、20 万円の支給対象となるのか。

（答）医療機関と同一空間を共有する併設事業所の場合は、感染者、濃厚接触者に対応した医療機関と同様の取扱いとして差し支えありません。

☆（問 10）問 9 は新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れだけでなく、濃厚接触者の PCR 検査実施や検体採取のみを行った病院と同一建物内にある事業所も、20 万円の支給対象となるのか。

（答）そのとおりです。

※現時点では、濃厚接触者以外の PCR 検査・検体採取のみを行った病院の同一建物内介護事業所は 5 万円です。

### 3 その他

（問1）派遣労働者や業務受託者の労働者が対象者となる場合、委託元である介護事業所等の法人が慰労金を申請するという考え方で良いか。

（答）そのとおりです。派遣労働者や業務受託者の労働者が現に勤務する介護事業所等から請求することとなります。

（問2）既に行われた事業者独自の慰労金給付の財源に、代理申請により得た給付資金を充てることは認められるか。

（答）本事業の実施要綱発出後（6月19日以後）に、「実施要綱3（2）介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」として都道府県への申請前に慰労金を支給した場合は本交付金の対象となります。

（問3）慰労金を給与と一緒に振り込んでもよいか。

（答）慰労金は、給与等と違い非課税所得なのでまぎらわしくないよう、別に振り込んでください。

（問4）派遣労働者や業務受託労働者に対する慰労金の支給は、派遣先事業所からの支給か、派遣先事業所から派遣会社を経由しての支給か。

（答）職員への慰労金支給方法は、派遣先事業所と派遣会社・受託会社の調整によりどちらからでも差し支えありません。ただし、慰労金の振込手数料は介護事業所が負担する分までが助成対象となります。

※現時点の回答であり、国の方針等により変更されることもあります。